

議案第154号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 改正条例の概要について

1 概要

「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）」及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第21号）」の公布により、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、関連する「宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正しようとするもの。

2 条例改正の内容

- （1）国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度が、児童福祉法の改正により一般制度化されることに伴い、保育士の資格に言及する条文に「地域限定保育士」を併記。（第10条第3項第1号）
- （2）児童福祉法第33条の10の改正に伴う所要の整備。（第12条）
- （3）放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、設備運営基準第10条第3項が改正され、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなったことを追記。（第10条第3項）

3 その他

2（2）について、児童養護施設等の職員による虐待と同様、放課後児童健全育成事業における職員による虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務や所管行政庁による虐待の事実確認、児童の安全な生活環境の確保等の規定が児童福祉法に設けられたため、法に則って対応を行う。

4 施行日

公布の日